

平成28年12月21日

衆議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣
参議院議長 総務大臣 あて

静岡県議会議員 鈴木 洋佑

リハビリテーション専門職の活用についての意見書

国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指している。主体となるのは市町であり、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じたシステムづくりが必要とされている。

中でも、リハビリテーションの位置づけは、自助・互助・共助・公助のそれぞれの段階において重要な役割を果たすことが期待されており、国は地域ケア会議、介護予防事業において、リハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）の積極的な参画を促している。

現在、地域包括支援センターが担う介護予防ケアマネジメント業務は、主に社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等が担っているが、「地域のリハビリテーション資源の把握・活用」や「生活環境の把握」など、現状の体制で必ずしも十分に実施されているとはいえない。

「地域ケア会議」において、自立支援の視点でケアプランの作成をすることや、多様な参加の場づくりと地域におけるリハビリテーションの推進による地域づくりが求められており、医療と介護の連携をさらに深めることが重要である。

よって国においては、リハビリテーション専門職の知識や能力を生かす十分な体制を構築するため、下記事項について取り組むよう強く要望する。

記

- 1 理学療法士及び作業療法士法に定める理学療法士の業務について、介護予防事業への支援に関することを加えるなど、その専門性をなお一層生かすための法改正を行うこと。
- 2 所管する厚生労働省医政局に、リハビリテーション強化のための専門担当部署を設置すること。
- 3 理学療法士・作業療法士学校養成課程について、医療領域に比べ介護領域への対応が不十分であることから、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。